

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年4月12日認可した。

平成31年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）神谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）畑灌地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）大番地区
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）打越地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）額西地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）氏部畑部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）氏部松縁地区